

○浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年3月29日

規則第9号

改正 平成27年6月26日規則第31号

平成28年3月31日規則第39号

平成29年10月19日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請書等)

第2条 条例第8条第1項前段の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可申請書（様式第1号）による。

2 条例第8条第1項後段の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可変更申請書（様式第1号の2）による。

(平29規則49・一部改正)

(使用許可等の通知書)

第3条 条例第10条第1項前段の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可等通知書（様式第2号）による。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の書面の提出があつたときは、条例第10条の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用変更許可等通知書（様式第2号の2）による。

(平29規則49・一部改正)

(使用料金減免の申請書)

第4条 使用料金減免に係る条例第14条第2項の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用料金減免申請書（様式第3号）による。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、条例第17条第1項の規定により使用者の使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消したときは、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可取消し等通知書（様式第4号）により使用者に通知する。

(損傷等の届出)

第6条 条例第22条の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの施設汚損等届出

書（様式第5号）による。

（指定管理者が行う業務に対する適用）

第7条 第2条から前条までの規定及び様式第1号から様式第5号までの様式については、指定管理者が条例第23条の業務を行う場合において適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条（見出しを含む。）	使用許可	利用許可
	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可申請書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用許可申請書
第3条（見出しを含む。）	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可変更申請書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用許可変更申請書
	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可等通知書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用許可等通知書
第4条（見出しを含む。）	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用変更許可等通知書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用変更許可等通知書
	使用料金	利用料金
第5条（見出しを含む。）	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用料金減免申請書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用料金減免申請書
	使用許可	利用許可
	市長	指定管理者
	使用者	利用者
	使用	利用
	使用の停止	利用の停止
	使用の許可	利用の許可
	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可取消し等通知書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用許可取消し等通知書

様式第 1 号	浦添市養蚕絹織物施設サ ン・シルクの使用許可申請書	浦添市養蚕絹織物施設サン・ シルクの利用許可申請書
	浦添市長	指定管理者
	使用施設等	利用施設等
	使用期間	利用期間
	使用	利用
	使用目的	利用目的
	使用人数	利用人数
様式第 1 号の 2	浦添市養蚕絹織物施設サ ン・シルクの使用許可変更申 請書	浦添市養蚕絹織物施設サン・ シルクの利用許可変更申請書
	浦添市長	指定管理者
	使用施設等	利用施設等
様式第 2 号（教示文を除 く。）	浦添市養蚕絹織物施設サ ン・シルクの使用許可等通知 書	浦添市養蚕絹織物施設サン・ シルクの利用許可等通知書
	浦添市長	指定管理者
	使用	利用
	使用施設等	利用施設等
	使用期間	利用期間
	使用の許可	利用の許可
	使用目的	利用目的
	使用料金	利用料金
様式第 2 号の 2（教示文を 除く。）	浦添市養蚕絹織物施設サ ン・シルクの使用変更許可等 通知書	浦添市養蚕絹織物施設サン・ シルクの利用変更許可等通知 書
	浦添市長	指定管理者
	使用許可	利用許可
	使用施設等	利用施設等
	使用の許可	利用の許可
様式第 3 号	浦添市養蚕絹織物施設サ ン・シルクの使用料金減免申	浦添市養蚕絹織物施設サン・ シルクの利用料金減免申請書

	請書	
	浦添市長	指定管理者
	使用料金	利用料金
様式第4号（教示文を除く。）	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可取消し等通知書	浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの利用許可取消し等通知書
	浦添市長	指定管理者
	使用の許可	利用の許可
	使用許可	利用許可

（平27規則31・追加、平29規則49・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第8条 条例第25条第1項の書面は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者指定申請書（様式第6号）による。この場合において、書面に記載した内容に変更が生じたときは、その旨を浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者申請内容変更等申請書（様式第7号）により当該指定管理者に申請する。

2 条例第25条第2項第2号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款又は寄附行為に関する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（平27規則31・追加、平29規則49・一部改正）

（指定管理者の指定の通知）

第9条 市長は、条例第26条の規定による指定をしたときは、指定された法人等に対し、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者指定書（様式第8号）により当該指定管理者に通知する。

2 市長は、条例第26条の規定による指定をしなかったときは、指定されなかった法人等に対し、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者不指定通知書（様式第9号）により通知する。

（平27規則31・追加、平29規則49・一部改正）

（協定の締結）

第10条 条例第26条の規定による指定管理者の指定を受けたものは、市長と協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で締結する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払う管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長又は指定管理者が必要と認める事項

(平27規則31・追加、平29規則49・一部改正)

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平27規則31・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月26日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第39号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月19日規則第49号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可申請書

年 月 日

浦添市長 殿

郵便番号
所在地
名称
代表者名
電話番号

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第7条の許可を受けた
いので、同条例第8条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。

使用施設等の種別	1 施設(養蚕・絹織物)	2 附帯設備	3 備品借用
使用施設等の種類	使用期間		
①	年 月 日	時 分から	時 分まで
②	年 月 日	時 分から	時 分まで
③	年 月 日	時 分から	時 分まで
④	年 月 日	時 分から	時 分まで
⑤	年 月 日	時 分から	時 分まで
冷房設備の使用	有 ・ 無		
使用目的			
使用人数	人		
備考			

様式第1号の2(第2条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可変更申請書

年 月 日

浦添市長 殿

郵便番号

所在地

名称

代表者名

電話番号

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第7条前段の規定により許可を受けた事項を変更したいので、同条例第8条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
使用施設等の種別	1 施設(養蚕・絹織物) 2 附帯設備 3 備品借用		
変更前	変更等内容		
① 施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	変更 取消	施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
② 施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	変更 取消	施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
③ 施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	変更 取消	施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
④ 施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	変更 取消	施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
⑤ 施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	変更 取消	施設等名 () 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
変更の理由			
備 考			

様式第2号(第3条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可等通知書

第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

年 月 日付けで申請のあった浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用については、次のとおり決定したので通知します。

使用施設等の種別	1 施設(養蚕・絹織物)	2 附帯設備	3 備品借用
使用施設等の種類	使用期間		使用の許可の 決定の種別
①	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		許可・不許可
②	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		許可・不許可
③	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		許可・不許可
④	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		許可・不許可
⑤	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		許可・不許可
使用目的			
使用料金	円		
許可条件			
不許可とした理由			

教 示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として(訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

指定管理者がこの様式を通知する場合は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例施行規則第7条に規定する読替えのほか、教示文2中「浦添市を被告として(訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。)」とある部分については、指定管理者の名称及び当該指定管理者が被告となる旨を記載すること。

様式第2号の2(第3条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用変更許可等通知書

第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

年 月 日付で申請のあった浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可の変更については、次のとおり決定したので通知します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
使用施設等の種別	1 施設(養蚕・絹織物)	2 附帯設備	3 備品借用
変更等内容			使用の許可の決定の種別
変更 取消	① 施設等名 () 年 月 日 時 分から年 月 日 時 分まで		許可・不許可
変更 取消	② 施設等名 () 年 月 日 時 分から年 月 日 時 分まで		許可・不許可
変更 取消	③ 施設等名 () 年 月 日 時 分から年 月 日 時 分まで		許可・不許可
変更 取消	④ 施設等名 () 年 月 日 時 分から年 月 日 時 分まで		許可・不許可
変更 取消	⑤ 施設等名 () 年 月 日 時 分から年 月 日 時 分まで		許可・不許可
許可条件			
不許可とした理由			

教 示

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として(訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

指定管理者がこの様式を通知する場合は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例施行規則第7条に規定する読替えのほか、教示文2中「浦添市を被告として(訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。)」とある部分については、指定管理者の名称及び当該指定管理者が被告となる旨を記載すること。

様式第3号(第4条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用料金減免申請書

年 月 日

浦添市長 殿

郵便番号

所在地

名称

代表者名

電話番号

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第14条の使用料金の減免を受けたいので、同条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用料金の減額又は免除の理由	
----------------	--

様式第4号(第5条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの使用許可取消し等通知書

第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定により使用の許可の取消し等をしたので、次のとおり通知します。

使用許可等通知 年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
取消し等の内容	
理由	

教 示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浦添市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦添市を被告として(訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

指定管理者がこの様式を通知する場合は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例施行規則第7条に規定する読替えのほか、教示文2中「浦添市を被告として(訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。)」とある部分については、指定管理者の名称及び当該指定管理者が被告となる旨を記載すること。

様式第5号(第6条関係)

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの施設汚損等届出書

年 月 日

浦添市長 殿

郵便番号
所在地
名称
代表者名
電話番号

施設を汚損し、損傷し、又は滅失したので、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

汚損し、損傷し、 又は滅失した日時	年 月 日 時 分
汚損し、損傷し、 又は滅失した施設 (附属設備及び備 品を含む。)	
汚損し、損傷し、 又は滅失した状況 及び処置	

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者指定申請書

浦添市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名 印
電話番号

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの指定管理者の指定を受けたいので、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第 25 条第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 登記簿謄本
- 3 定款又は寄附行為に関する書類
- 4 その他

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者申請内容変更等申請書

浦添市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名 印
電話番号

指定管理者の指定の申請に当たり提出した書面に記載した内容に変更があったので、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第8号(第9条関係)

浦添市指令第 号

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者指定書

所在地
名称
代表者氏名 殿

年 月 日付けの浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの指定管理者の申請については、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例第26条の規定により指定します。

年 月 日

浦添市長 印

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第9条関係)

浦添市指令第 号

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者不指定通知書

所在地
名称
代表者氏名 殿

年 月 日付けの浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの指定管理者の申請については、次の理由により指定しませんので通知します。

年 月 日

浦添市長 印

〔理由〕